

奈良県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 大和高田桜井線
- 三 道路の区域

5 0		路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
葛城川右岸堤防 敷地先から		大和高田市大字 松塚九七二番一 先から	大和高田市大字 松塚七六三番一 先まで	前	四・六 ） 一三・〇	四〇七・五	
後	大和高田市大字 松塚七六三番一 先まで			B	一五・二 ） 四一・四	五六六・〇	
B				A	五六六・〇	五六六・〇	